

消費税減税特例プログラム法案

【新型コロナウイルス感染症等の経済活動への影響に対する対策として消費税の税率を当分の間引き下げるために講ずべき措置に関する法律案〔新規立法〕】

<立法の背景・趣旨>

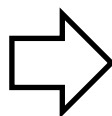
新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置により経済活動が著しく停滞

→ 消費税の税率を当分の間引き下げる必要

- 1 政府は、当分の間、消費税（地方消費税を含む。）の税率を一律に8%とするため、消費税の税率を引き下げる等の特例を設けるために必要な法制上の措置を速やかに講ずるものとする。この場合において、地方公共団体の財政状況に悪影響を及ぼすことのないようにすること。
- 2 1の特例は、この法律の施行後6月以内を目途として実施されるものとする。
- 3 現行の税率（10%）による消費税の収入により財源を確保することとされている社会保障給付等の経費については、引き続きその財源が確保されるよう、歳出の削減・歳入の増加及び特例公債の発行のために必要な措置が講ぜられるものとする。
- 4 1の特例の在り方については、国の財政状況、経済情勢等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

現 行

- 消費税率 10%
(国 7.8%・地方 2.2%)
- 軽減税率 8%
(国 6.24%・地方 1.76%)



消費税減税特例 プログラム法案

〔 政府に次の措置を義務付け 〕

- 消費税率を当分の間一律8%
(※国 5.8%・地方 2.2%を想定)
- 減税分の財源は、歳出削減等により確保
- 国の財政状況、経済情勢等を勘案して見直し